

北近畿豊岡自動車道北行き簡易パーキング氷上内「丹波いっぷく茶屋」出店者募集要項

1. 募集の趣旨

一般社団法人丹波市観光協会(以下、「協会」という。)は、北近畿豊岡自動車道北行き氷上パーキングエリア内「丹波いっぷく茶屋」(以下、「丹波いっぷく茶屋」という。)において飲食の提供を行うことによって、同自動車道の利用者が立ち寄り、そこから丹波市内に回遊し、同時に丹波市内の観光関係団体が創意と工夫により観光資源の開発、広域的な取組み等の連携を図り、丹波市観光産業の発展と観光文化の向上に寄与していくことを目的とします。

よって、丹波いっぷく茶屋はこの趣旨を鑑み、市内外のお立ち寄りのドライバー様をはじめ同乗者の皆様のごつろぎの場の創出と地元食材を活用した丹波市の名物となる飲食物をご提供いただく業者様を募集するものです。

2. 施設の概要

(1) 施設の所在 兵庫県丹波市氷上町本郷 62 番地 1

(2) 施設構造 RC 造 平屋建て

(3) 面積等 延べ床面積面積 約 127 m²

(内、厨房エリア 2.2m×9m=約 20 m² 調理設備スペース含む)

駐車場 1：普通車 20 台、大型車 5 台、自動二輪 5 台

(4) 事業運営主体 一般社団法人丹波市観光協会

(5) 開業準備期間 業者決定後、約 2 か月間

(6) 開業予定 開業準備期間を経てすみやかに開業。

(7) 営業時間 丹波いっぷく茶屋としての飲食提供は 9 時～18 時としますが、次の「3 出店募集概要」で示す“主たる提供メニュー”の提供時間帯は協会と相談の上、決定します。

3. 出店募集概要

主たる提供メニューは「赤鬼 ラーメン」とします。また、「赤鬼 ラーメン」に使用する食材等は丹波市産を原則とし、丹波市の名物ラーメンと言われるような創意工夫による丹波らしいご当地ラーメンの提供とします。

サイドメニューの提供は相談に応じるとともに、協会からもほかにご提供いただきたい飲食物がある場合は提案・協議の上 提供願う場合があります。

(1) 出店における個別事項

・「赤鬼 ラーメン」はもとより、テイクアウトができる地場産食材をできるだけ使ったサイドメニューなどを丹波いっぷく茶屋内で調理及び販売していただきます。

(2) 出店募集に係る店舗数

・ 1 店舗

(3) 飲食提供の料金価格は出店者の裁量とします。

4. 応募者の参加資格

応募者は、以下の要件を全て満たすこととします。

(1) 冒頭で記載した趣旨を理解し、管理運営に協力的であること。

(2) 公租公課を完納していること。

(3) 丹波いっぷく茶屋において製造や販売に必要な、食品衛生法等の各関係諸法令に基づく全ての許可及び免許を有すること。

(4) 過去の営業において法令に違反し、罰則等を受けたことがない者であること。

(5) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしていない者または申し立てをされていない者であること。

(6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者または申し立てをされていない者であること。

(7) 暴力団体関係組織または、その他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織及びその組織構成員等ではないこと。

5. 契約条件等

(1) 契約の相手 一般社団法人丹波市観光協会（丹波市指定管理施設「丹波いっぷく茶屋」の指定管理受託者）

(2) 契約形態 一社)丹波市観光協会が行う「丹波いっぷく茶屋」指定管理業務への事業協力契約

(3) 契約期間 締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（運営に支障等その他特別な事由のない限り継続契約）

* 供用開始前については仮契約あり

(4) 厨房面積 約 20 m²

(5) 初期契約料 なし

(6) 借家賃料 なし

(7) 事業協力金 一社)丹波市観光協会が「丹波いっぷく茶屋」全般を運営するにあたり、運営業務への協力金として次の金額をご負担いただきます。

・市内業者：（毎月税抜売上×5%）×消費税の額(1,000 円未満切捨て)、または月額 42,000 円のいずれか多い方の額。

・市外業者：（毎月税抜売上×5%）×消費税の額(1,000 円未満切捨て)、または月額 55,000 円のいずれか多い方の額。

(8) 預かり金 本契約に基づく債務を担保するため、契約締結時に下記敷金を無利息の預かり金として徴収します。なお、この預かり金は事業協力契約解除時における原状回復費用等を除いた金額を原則的に返還するものとします。また、預かり金の範囲で原状回復が困難な場合は追徴する場合があります。

・事業協力金(月額)の5ヶ月分

(9) 広報宣伝促進等

・月額：5,000 円（市内外業者共通）

※出店店舗情報や固有の店名 PR 費及び丹波 赤鬼ラーメン PR 費（観光協会発行のチラシ・パンフレット等への掲載料、ホームページによる広告宣伝管理料、市内の観光案内所や観光情報センター等での PR 費等）

※観光協会会員登録維持、ホームページ会員登録維持及び管理費を含む。

※共有部分の管理費（丹波いっぷく茶屋での厨房外の周辺ごみ処分や環境整備費）

(10) その他

・出店営業により発生する次の費用を負担していただきます。

厨房及び店内で発生するゴミ処理費／厨房エリア内の水道光熱費／厨房エリア内の清掃、衛生に関する費用／出店店舗独自の通信費／厨房エリア内の修繕・点検・保守・必要とする保険及び管理に要する費用／厨房エリア内の電球、蛍光灯／必要とされる場合に限り造作設備の取替えや内装変更、照明器具等の増設、電気容量変更等（必ず事前に図面等を協会に提示し、協会及び丹波市の承諾を得る）／消火器の設置

・コールドテーブルなど、その他調理・販売に必要な備品や消耗品等は出店者の負担で設置していただ

きます。

- ・出店者及びその従業員には、その販売・営業行為に係る関係諸法令等及び行政官庁等の指示を遵守し、必要書類の提出や許可を受けるなどの手続きを出店者においてしていただきます。
- ・店舗への誘導サインの設置や販売に係るポップ作成、幟の作成など営業広告等に関する経費は、出店者の負担としますが、デザイン性を考慮して協会との協議の上で実施していただきます。
- ・販売飲食物の製造にあたっては、可能な限り市内産物を原材料とし、地場産食材のPRを行うとともに、協会が物産販売所で販売している地元産物を積極的に活用することとします。
- ・出店者側の自動車及び自転車等の駐車・駐輪場所は、指定の位置となります。
- ・出店契約者の直営とします。(一社)丹波市観光協会に無断で出店契約者による営業権等の第三者への譲渡は認めません。)
- ・従業員、パート職員等の雇用については、可能な限り市民を優先してください。
- ・本要項を遵守できない者、または事業協力金等の滞納があった場合は(一社)丹波市観光協会の裁量により無条件で契約解除できるものとし、その指定する期日までに退去していただきます。
- ・営業時間は 9 時～18 時とし、一年を通していっぶく茶屋では毎日一定時間帯において飲食の提供を必要とするため、定休日はありません。よって時間延長を希望する場合やその他の営業時間帯の希望、定休日設定の希望等がある場合、特に休業の日の飲食物の提供者、提供内容、提供方法等を協会と協議し、合意のもとに決定します。
- ・出店者の責に帰する事由により、建物や内装及び設備等を汚損、破損した場合は出店者側の負担により原状に回復していただきます。
- ・出店する店舗の固有の名称については、いっぶく茶屋のイメージと適合する内容とし、必要に応じて協会と協議することとします。
- ・その他、本要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協会及び出店者の協議により定めることとします。

6. 応募方法

応募者は、下記に定める応募書類を持参または郵送により期間内に提出してください。

(1) 応募書類

法人の場合：① 誓約書(様式 1)② 出店申込書(様式 2)③ 会社(店)概要書(様式 3)④ 出店事業計画書(様式 4)⑤ 営業方針等(様式 5)⑥ 配置図(様式 6)⑦ 法人登記事項証明書⑧ 印鑑証明書⑨ 法人町・市民税および固定資産税の納税証明書

個人・任意の団体等の場合：① 誓約書(様式 1)② 出店申込書(様式 2)③ 団体(個人店)概要書(様式 3)④ 出店事業計画書(様式 4)⑤ 営業方針等(様式 5)⑥ 配置図(様式 6)⑦ 住民票⑧ 印鑑証明書⑨ 町・市民税及び固定資産税の納税証明書

※ 上記①～⑥の各応募書類については、(一社)丹波市観光協会の公式ホームページからダウンロードしていただくか、当協会から直接郵送等でお渡しいたします。

※ 提出のあった書類の内容により知り得た個人情報等は、丹波いっぶく茶屋出店者選定以外の目的には一切使用しません。

(2) 応募期間 土日祝日を除く午前 9 時～午後 5 時(郵送の場合は当日消印有効)

出店者が決定になり次第、締め切ります。

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒669-4141 兵庫県丹波市春日町黒井 1597 番地

(一社)丹波市観光協会 丹波いっぶく茶屋 出店者募集係

